

改正労働施策総合推進法等説明会

労働施策総合推進法等の改正に伴い、令和8年10月1日から
カスタマーハラスメント対策求職者等に対するセクシュアル
ハラスメント対策が義務化されます。

岐阜労働局では、下記のとおり説明会を開催します。

説明会終了後、個別のご相談にも対応いたしますので、是非ご参加ください。

参加費
無料

事前
予約制

説明内容

- ・改正労働施策総合推進法
(カスタマーハラスメント対策)
※ 労推法で定められたカスタマーハラスメント防止対策の説明です。顧客等への対応方法の説明ではありませんのでご注意ください。
- ・改正男女雇用機会均等法
(求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策)
- ・同一労働・同一賃金ガイドラインの改正
- ・改正女性活躍推進法

参加申込方法

令和8年6月15日 申込締切
(定員に達し次第、受付終了)

・Webサイトにて事前申込

岐阜労働局ホームページからお申込みください。

申込はこちらから



高山

定員70人

令和8年 **6月22日** (月)
飛騨・世界生活文化センター
大会議室

土岐

定員100人

令和8年 **7月3日** (金)
セラトピア土岐 大会議室

岐阜

定員200人

令和8年 **7月9日** (木)
長良川国際会議場 大会議室

オンライン

最大80回線

令和8年 **7月21日** (火)
Zoomによるオンライン配信
※後日アーカイブ配信を実施予定

時間はいずれも13:30~15:30

お問合せ先



岐阜労働局 雇用環境・均等室

TEL (058)245-1550

〒500-8723 岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎 4階



会議構成員

- 経営者団体・ : (一社) 岐阜県経営者協会、岐阜県商工会議所連合会、岐阜県商工会連合会
- 企業支援団体 : 岐阜県中央企業団体中央会
- 労働者団体 : 日本労働組合総連合会岐阜県連合会
- その他 : 岐阜県弁護士会
- 行政 : 岐阜県、岐阜県警察、岐阜労働局

◎本説明会は、「岐阜県カスタマーハラスメント対策連携会議※」として、岐阜県と共催で開催します。